

## 白老町議会改革の取り組み項目

改 革 項 目		改 革 の 内 容
議員定数	議員定数の見直し	行財政改革や地方分権が推進されるなど、諸々の議会を取り巻く環境の中で、新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指す。議員定数を2名削減し20名とする。(H11.1.26施行)
視察研修	道外視察の日程短縮	財政事情・交通の利便性を考慮し、道外視察研修の日程を短縮する。全議員が議長にレポート提出することを義務づける。 (東京以南5泊6日 4泊5日 東京以北3泊4日 2泊3日) (常任委員会所管事務調査)
	海外行政調査派遣の凍結	平成2年から実施してきた議員の海外行政調査派遣を財政事情とテーマ・日数の面から当分の間凍結する。
議員の政策能力向上	政策形成過程での議会の関与	町が政策立案する計画、構想などについて、政策形成過程の段階から各常任委員会が所管事務調査として取り上げるとともに、町にも議会との協議を要請する。
	各種制度の十分な活用	公聴会、参考人制度、議案の提案など、制度として存在するものを十分活用していく。
	一般質問の活性化	一般質問を積極的にを行い、町民の代表として質の高い政策議論を行なう。
	会派の充実強化	会派ごとに研修、勉強会を実施し、専門的・実務的な能力を身につける。
	議会図書室とOA機器の整備	議会図書室の設置を要望するほか、文書通知などの迅速化を図るため、各議員宅にファクシミリの設置を検討する。
	議会事務局の体制強化	本会議、委員会に必要な資料の調査、収集のため、専門的能力の習得に努める。また、事務改善のため委員会会議録作成の外部委託を進める。(要点筆記を情報公開条例施行を機に全文筆記に改める。)
町民に親しまれる議会	各委員会の地域別開催	各地域に関連する陳情審査、所管事務調査を地域に出向いて実施、終了後懇談会を実施し地元住民の意見を聴くなど、議会への関心を促す。
	議員の出前トーク	多様化する住民ニーズに応えるため、地域からの要請により議員が出向いて要望などを聴き、議会活動に反映させる。
	議会議事堂の開放	議会を身近に感じていただくため、模擬議会や子供議会などの開催の要請があった場合、積極的に議事堂を開放する。
	傍聴者への一般質問通告書の配布	一般質問の内容を傍聴者に知らせるため、質問内容の一覧表を配布する。(従来の質問項目の箇条書きを全文に改める)
	ポケットベル、携帯電話持ち込み禁止	議事を静粛に進行するため、ポケットベル、携帯電話等の持ち込みを禁止する。
	障害者に配慮したスロープ等の設置	車椅子で来られた傍聴者のため、将来的にスロープ、エレベーターの設置を要望する。
	夜間議会の実施	傍聴しやすい環境をつくるため、年に1回程度夜間議会を開催する。(基本的には代表質問が行なわれる3月議会)
情報公開	情報公開条例制定に向けた議会の対応	町では平成11年度の情報公開条例制定に向けた準備を進めており、議会も実施機関として含めることとし、その準備として関係規則等の整備や保存文書を整理し、開かれた議会を目指す。(H12.1.1施行)
倫理	倫理条例の制定	町民の代表者である議員のモラル向上、議会の信頼を回復するため、白老町議会政治倫理条例の制定を目指す。(H11.4.1施行)